

議事要旨(3) 一括取得型による自社株式取得取引 (ASR取引) に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、一括取得型による自社株式取得取引 (ASR 取引) に関する会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - ToSTNeT-3 により自社の株式を取得している段階では株式を借り入れていると捉えて、決済時点で株式の移転が行われていると捉えるのであれば、一つの取引とみなして会計処理を行う方法を採用することが自然であると考えている。ただし、事務局提案では、ToSTNeT-3 により自社の株式を取得している段階で株式の移転が行われていると捉えた上で、経済的実態を優先して、一つの取引とみなして会計処理を行う方法を採用することを提案しており、ToSTNeT-3 により自社の株式の取得についてはどちらが経済的実態を表しているのかについてはさらに評価が必要と考えている。
  - 現金決済契約の取引に関して、デリバティブとして扱った上でヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジ処理すると損益が不整合となる課題を解決できるため、当該会計処理の可能性も検討する価値はあると考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 企業の意図が客観的に理解できるので、一体として取り扱う案について、適切な可能性があると考えられるとしている。ただし、さらなる検討が必要と考えられる。ヘッジ会計の適用に関しては、整理する。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
    - この取引の途中で決算日が到来した場合、発行済株式数に影響を及ぼす情報や自己株式取得時から期末までの平均株価等の情報は、一株当たり利益を注視している投資家にとって重要な情報であると考えている。
    - 取引の途中における開示が充実する場合には、仮に一つの取引とみなして会計処理を行う方法を採用するときの取引期間が長期にわたっても問題はないと考える。
  - ある委員より、次のコメントがあった。
    - 仮に一つの取引とみなして会計処理をする方法を採用するとしても、取引の途中で自己株式を処分した場合の処分差損益をどのように計算するのかについて検討する必要がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 今後、検討しなければならない論点と認識している。

以 上